

多摩市

第1層生活支援体制整備事業 業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

目 次

1	件名	 P	1
2	予定契約期間	 P	1
3	契約目途額	 P	1
4	事業の概要について	 P	1
5	公募型プロポーザル方式の採用理由と導入効果	 P	4
6	公募条件	 P	4
7	参加申込について	 P	5
8	企画提案書等の提出について	 P	6
9	審査方法及び基準	 P	8
10	審査結果の通知	 P	9
11	その他	 P	9
12	スケジュール	 P	10

資料及び様式

- 多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託事業者選定審査基準表
- 多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書【様式1】
- 市民団体や民間事業者等とのネットワーク構築に関する活動実績【様式1-1】
- 「企画提案書」【様式2】
- 「経費見積書」【様式3】

**多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項**

1 件名

多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託

2 予定契約期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日まで

3 契約目途額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

36,000,000 円

（第1層生活支援コーディネーター業務分 24,000,000 円（8,000,000 円×3 箇年）、住民参画・官民連携推進事業業務分 12,000,000 円（4,000,000 円×3 箇年））

4 事業の概要について

（1）事業の主旨

第1層生活支援体制整備事業は、市全域を対象に、既存の取組・組織等も活用しながら、関係者のネットワーク化や地域ニーズに応じた取り組みのマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を進めるものであり、第1層生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体により構成される協議体（以下、第1層協議体という）を設置・運営することで事業を推進するものである。また、生活支援コーディネーター及び協議体の活動の活性化を目的とした住民参画・官民連携推進事業業務を合わせて実施し、タウンミーティングやワークショップの開催、多様なサービス・活動の実現に向けたプロジェクトの推進及びそれらを地域に実装するための試行実施等を支援することで事業のさらなる推進を図るものである。

（2）これまでの経過

平成29年度から令和5年度まで第1層生活支援体制整備事業業務を公募型プロポーザルで決定した一般社団法人多摩マイライフ包括支援協議会に委託し、第1層協議体として「多摩市まるっと協議体」を設置した。令和5年度まで第1層協議体である「多摩市まるっと協議体」を定着させ、協議体を3つの分科会（移動・生活支援・啓発）に分け、地域課題や支え合い、生活支援サービスなどについて検討してきた。居場所のモデル事業と高齢者の移動についてニーズの高い地域で懇談会を行い、令和元年度には移動のモデル事業を地域住民と協働し実証実験を行った。他にも、生活サポーターの養成や啓発ツールの作成・配布等を行ってきた。また、コロナ禍における健康二次被害を防止するため、第1層協議体の委員や第2層生活支援コーディネーターと連携し、高齢者のフレイル予防に関する啓発活動を行った。

令和6年度からは公募型プロポーザルで決定した社会医療法人河北医療財団に委託し、第2層生活支援コーディネーターや関係機関と地域資源や地域課題の共有を行う仕組みを構築するとともに、第1層協議体及び課題に対応したプロジェクト（移動・生活支援・啓発等）を開催し、地

域課題の解決に向けた検討を進めた。また、生活サポーターの現状把握アンケートを市と共同で実施し、その結果をもとに住民主体による訪問型サービスの指定事業所ごとにフォローアップミーティングを開催した。

令和9年度からは、令和6年度の地域支援事業実施要綱等の改正内容を踏まえ、第1層生活支援コーディネーター業務に加え、住民参画・官民連携推進事業業務を業務委託することで事業のさらなる推進を図る。

(3) 事業の実施目的

高齢者が、住みなれた地域で生きがいを持って在宅生活を維持するため地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要となる、多様な主体による生活支援サービスや地域の支え合い体制を構築するため、市民団体や民間事業者等多様な団体とのネットワークをつくりながら、支援ニーズとサービスのコーディネート及び、地域に不足するサービスの創出を行うことを目的とする。

なお、第1層生活支援コーディネーターは市全域、第2層生活支援コーディネーターは日常生活圏域をそれぞれ担当する。

(4) 業務内容

・第1層生活支援コーディネーターに関する業務

① 地域資源の開発に関する業務

ア 地域資源の把握と整理

市・第2層生活支援コーディネーター及び地域包括支援センター等と連携し、地域資源情報を収集すると共に、多摩市全域及び圏域別の地域資源情報を市民及び関係機関等が閲覧できるよう、その内容を整理し、紙面及びホームページ等で発信すること。また、情報は定期的に更新し、最新の情報となるように努めること。

イ 高齢者が生活する上でのニーズ及び地域課題の把握と整理

市・第2層生活支援コーディネーター及び地域包括支援センター等との連携、地域ケア会議への出席等を通して、高齢者が生活する上で必要となる支援のニーズや地域課題を把握し、その内容を整理すること。整理した地域課題を市民及び関係機関等と共有すること。

ウ 地域分析

市全域及び圏域別の状況を分析し、地域に必要な生活支援等サービスを明らかにすること。分析した内容は、市及び第2層生活支援コーディネーターと共有すると共に、協議体等を通じて、市民及び関係機関と共有すること。

エ 地域に不足する生活支援等サービスの創出

市・第2層生活支援コーディネーターと協力し、まるっと協議体（第1層協議体）等を通じた多様な主体との連携及び協働により、地域に不足する生活支援等サービスを創出すること。また、創出にあたり、試行や仕組みについてモデル事業等の検討を行うなど、必要な取り組みを実施すること。

オ サービスの担い手の養成

生活サポーター養成講座及びフォローアップ講座など、生活支援等サービスの担い手養成に

必要な研修等を市と協議しながら行うこと。養成講座の開催にあたっては、チラシ等による周知を行うこと。また、フォローアップ講座の開催にあたっては、養成講座の受講者を対象に案内状の送付を行うこと。また、住民主体による訪問型サービスの運営方法等について協議する場として、事業者連絡会を開催すること。

カ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保

生活支援等サービスの創出にあたっては、元気な高齢者が担い手として活躍できる場となるように努めること。

② ネットワーク構築に関する業務

ア 関係者間の情報共有

社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、老人クラブ連合会、自治会・管理組合、シルバー人材センター、生活共同組合等の生活支援サービス提供主体等が参画する定期的な情報提供・連携強化の場（第1層協議体（多摩市まるっと協議体））を開催すると共に、分科会またはプロジェクトチームを必要に応じて編成し、連携・協働につなげること。

イ サービス提供主体間の連携・協働の体制づくり

民間企業等、市内の多様なサービス提供主体間の情報共有など連携の場作りを行うこと。

ウ 事業の周知と環境整備

事業の円滑な遂行のため、地域住民等に生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業等について周知等を行い、理解を促進するとともに、事業の利用と参画につながる環境を整備すること。

また、市が実施するTAMAフレイル予防プロジェクトなどの機会を活用し、高齢者の活躍の機会のマッチングを図るとともに、生活支援等サービスの担い手の養成につなげること。

③ 第2層生活支援コーディネーターとの連携及び協業

圏域毎に配置された第2層生活支援コーディネーターが適切にコーディネーター業務を実施できるよう、協業すること。また、圏域毎に地域課題等が解決されるよう、ネットワークを活用したマッチング等を行うこと。

④ 生活支援コーディネーター連絡会の開催

市及び第2層生活支援コーディネーターとの連絡会を定期的に開催し、地域資源や地域課題等について共有するとともに、業務の進捗状況や課題の確認を行い、業務の円滑な遂行に繋げること。

また、第2層生活支援コーディネーター間の連携を図るなど、生活支援コーディネーターの機能強化と資質向上に資する取り組みを行うこと。

⑤ 関係機関との連携

必要に応じて地域包括支援センターや多摩市社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター）等、高齢者の生活支援等を行う関係機関と連携し、地域課題等の解決に取り組むこと。

⑥ その他、市及び第1層生活支援コーディネーター並びに第2層生活支援コーディネーターとで協議し必要と認める業務

・住民参画・官民連携推進事業に関する業務

① 地域課題の把握に関する業務

タウンミーティングやワークショップの開催などを通じて、地域の多様な主体と協働して地域課題の洗い出しや解決策を検討すること。

② 多様なサービスの創出に向けた企画に関する業務

生活支援・介護予防サービスの企画・立案・プロジェクト化のため、地域で活動する市民団体や民間企業等との連会・協働のもとで行う地域住民へのインタビュー、マーケティング、デザイン（既存事業の見直し等も含む。）等を実施すること。

③ 多様なサービスの試行実施に関する業務

①および ②の結果を踏まえ、企画・立案した介護予防・生活支援サービスを実際に地域で実走し、運営するために必要となる試行的実施に係る支援を行うこと。

④ その他、市と協議し必要と認める業務

（５）事業に要する経費について

市は予算の範囲内で、業務の実施に要する次に掲げる経費を、委託料として受託者へ支払うものとする。

ア 人件費

イ 旅費（生活支援コーディネーターが所定の研修に参加する場合や東京都主催、各市主催の会議に参加する場合に限る）

ウ 消耗品費

エ 会場費

オ 役務費

カ その他業務を行ううえで必要な経費

５ 公募型プロポーザル方式の採用理由と導入効果

本事業は、インフォーマルサービス（地域の支え合い・民間サービス等）などの生活支援や支え合い活動を把握し、新たな支援を創造していくことを目的としている。市民団体や民間事業者等多様な団体との柔軟で幅広いネットワーク作りが重要であり、その実績や住民主体のまちづくりを進めていくための企画提案を受けることで、実行性及び企画力のある優れた資質を有する事業者の選定が期待できることから、価格のみの競争ではなく公募型プロポーザル方式による随意契約を採用する。

６ 公募条件

（１） 募集法人

委託先については、事業運営における信頼性及び安定性を考慮し、以下の条件を全て満たす非営利法人（ＮＰＯ法人、社会福祉法人、一般社団法人、協同組合等）とする。

ア 多摩市に主たる事業所または活動の拠点を有する法人であること。

イ 市民団体や民間事業者等とのネットワーク構築に関する活動実績があること。

（２） 欠格事項

応募時点・参加決定時点において次に該当する団体は、応募することは不可とする。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。多摩市の契約案件において、過去 3 年間で、同施行例第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当したことがある者。

イ 最近 1 年間の法人税について未納の者。

ウ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者。

エ 暴力団【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。】又は暴力団員等【多摩市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 3 月 31 日多摩市告示 269 号）第 2 条第 4 項に規定する暴力団員等をいう。】である者。

オ 多摩市指名業者指名停止基準に該当し、指名停止中である者。

カ その他関係法令、規則等に違反がある者。

7 参加申込について

（1）募集要項の配布

以下のとおり募集要項を配布する。

ア 配布日時

令和 8 年 7 月 24 日(金)から令和 8 年 8 月 13 日(木)の平日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 募集要項・応募様式配布場所

東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1

多摩市役所本庁舎 1 階 健康福祉部 高齢支援課 介護予防推進係

* 郵送での配布は行わない。

* 多摩市公式ホームページからダウンロード可。

URL : <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/yotei/1005555.html>

（2）募集事項に関する質問書の受付

募集要項に関する質問書を以下のとおり受け付ける。質問書に対する回答は、全ての参加申込者に送付する。

ア 質問書受付期間

令和 8 年 7 月 24 日(金)から令和 8 年 8 月 5 日(水)の午後 5 時まで

イ 受付方法

質問書の様式等は任意の書式。未送達防止のため、以下のメールアドレスへ質問を送信後、電話で連絡をすること。

・多摩市高齢支援課

E メールアドレス tm214000@city.tama.tokyo.jp

連絡先電話番号 042-338-6924

* 上記期間外は、質問には回答できない。また、電話・口頭での質問は一切受け付けない

ウ 質問書回答期限

令和 8 年 8 月 7 日(金)

(3) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は以下の通り、下記の提出書類を提出すること。提出時に市が書類確認を行った際、書類の不備及び応募要件に該当しない場合は書類を受理しないものとする。

【提出書類】

ア 多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書【様式1】

イ 添付書類（法人に関する書類一式）

1. 定款・・・・・・・・・・1部
2. 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・1部
3. 印鑑証明書（応募申込日3ヶ月以内に発行されたもの）・・・・・・・・・・1部
4. 直近1年の多摩市納税証明書・・・・・・・・・・1部

※非課税法人については、その旨を記載する法人の長の証明を添付すること。また、減免の決定を受けている場合はその事実を証明する書類を添付すること。）

5. 法人及び事業概要のわかるパンフレット等【任意書式】・・・・・・・・・・7部

※以下の項目が記載されているものとする

- ①法人の概要・沿革・運営方針
- ②役員の構成
- ③現在行っている事業の実績・概要を記載した資料等

6. 市民団体や民間事業者等とのネットワーク構築に関する活動実績（様式1-1）
・・・・・・・・・・7部

(4) 提出方法

多摩市役所高齢支援課窓口に直接提出（事前に提出の日時を電話で連絡すること）または郵送による提出（郵送の場合は、提出締切日必着とする。）

＊提出書類に関する費用…事業者負担

＊提出書類の返却…行なわない

(5) 提出締切日

令和8年8月13日（木）

(6) 参加決定通知日

令和8年8月20日（木）

提出された書類をもとに参加資格の審査を行い、参加事業者から決定した後、参加決定通知を送付する。

8 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

窓口にて参加申込に係る書類が受理された後、下記の提出書類をファイル等に綴り**原本1部、副本6部**を提出すること。なお、副本は、審査に用いるため、事業者名等を特定するも

のを入れず、無記名とすること。

【提出書類】

ア「企画提案書」【様式2及び任意の補足資料】

イ「経費見積書」【様式3】

ウ その他、必要と認められる書類を求める場合もある。

注意事項

- ・企画提案書および経費見積書は、第1層生活支援コーディネーター業務と住民参画・官民連携推進事業業務と分けて記載すること
- ・業務毎の契約目途額を超過した場合は失格とする

(2) 企画提案書等に関する質問書の受付

企画提案書等に関する質問書を以下のとおり受け付ける。質問書に対する回答は、全ての参加申込者に送付する。

ア 質問書受付期間

令和8年8月20日(木)から令和8年9月4日(金)の午後5時まで

イ 受付方法

質問書の様式等は任意の書式とする。未送達防止のため、以下のメールアドレスへ質問を送信後、電話で連絡をすること。

- ・多摩市高齢支援課

Eメールアドレス tm214000@city.tama.tokyo.jp

連絡先電話番号 042-338-6924

*上記期間外は、質問には回答できない。また、電話・口頭での質問は一切受け付けない

ウ 質問書回答期限

令和8年9月8日(火)

(3) 提出書類様式入手方法

多摩市役所1階高齢支援課窓口で配布及び多摩市役所ホームページよりダウンロード可。

(4) 提出締切日

令和8年9月25日(金)の午後5時まで

(5) 提出方法

多摩市役所高齢支援課窓口に直接提出(事前に提出の日時を電話で連絡すること)または郵送による提出(郵送の場合は、提出締切日必着とする。)なお、提出書類(提案書、資料一式を含む)には、提案事業者を特定し得る情報(社名、団体名、ロゴマーク、担当者名、所在地、実績のうち事業者名が判別できる記載等)を記載しないこと。

＊提案書作成に関する費用…事業者負担

＊提案書の返却…行なわない

9 審査方法及び基準

(1) 審査の進め方

事業受託事業者選定に関する審査は、「多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託企画提案審査委員会設置要綱」に基づき設置された審査委員会にて、事業者の提案（書類及びプレゼンテーション等）を審査することで行う。

審査は2段階とし、第一次審査では提出された書類の書類選考を実施、第二次審査ではプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングを実施し、評価点の最も高い事業者を候補者として選定する。本市にて設定した評価基準に基づき、審査委員会が客観的に、公平かつ厳正に評価を行う。

(2) 審査方法

ア 応募資格確認

プロポーザル参加申込書の提出時に事務局が書類確認を行い、書類の不備及び応募要件に該当しない場合は書類を受理しないものとする。

イ 第一次審査

応募事業者に対して提出書類に基づく法人の実績や企画提案内容について書類により審査を行う。

※第一次審査時に4法人以上の申込みがあった場合は、第二次審査に進めるのは上位3法人までとする。

ウ 第二次審査

第一次審査において提出された内容によりプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングにより審査する。実施の詳細は該当の事業者に通知する。

エ 総合評価

提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容を含め、評価項目に基づき総合的評価審査を行う。

(3) 審査委員会の構成

多摩市健康福祉部長、高齢支援課長、介護保険課長、健康まちづくり担当部長、地域ケア推進係長、学識経験者（計6名）

なお、審査委員会の事務局は、高齢支援課にて行う。

(4) 評価基準

審査委員会は、以下の項目を選定の基準として、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき提案内容を評価し、評価点を与える。

- ア 委託事業の内容を理解し、的確な提案を行っているか。
- イ 生活支援コーディネーターの配置及び支援体制は整っているか
- ウ 実施に関して実行性のある内容かつ、事業目的を達成する上で有効な内容か
- エ 多様な主体間のネットワーク構築に関する活動等を行っているか
- オ 活動予算の積算内訳が妥当な内容であるか

(5) 配点

審査の項目ごとの配点は以下のとおりとし、詳細は審査委員会において定める審査基準書において規定する。

審査項目	配 点
一次審査	
実施方針	150 点
業務実施体制	120 点
事業計画	270 点
過去の実績	90 点
積算の経費	150 点
二次審査	
プレゼンテーション・ヒアリング	180 点
合 計	960 点

① 積算の経費に対する審査は、生活支援コーディネーター業務分と住民参画・官民連携推進事業分それぞれに対し行う（生活支援コーディネーター業務 100 点、住民参画官民連携事業業務 50 点）。

※業務毎に契約目途額を超えた場合は失格とする

② 1 次審査の合計点数は 780 点満点とし、最低基準点 390 点（配点合計の 5 割）を下回ったものは失格とする。

③ 審査対象者が 1 事業者の場合も、上記基準点を適用するものとし、基準点以下の場合は選定しないものとする。

1 0 審査結果の通知

提案書提出者全員へ令和 8 年 12 月 4 日（金）に文書で通知する。

1 1 その他

- (1) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- (2) 提出された書類等一式は、返却しない。
- (3) 契約手続きは、多摩市契約事務規則の規定による。
- (4) 提案書等が提出されない場合は、辞退とみなす。
- (5) 本プロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

(6) 選定結果は、全ての参加者に文書で通知する。この選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

(7) 事業者の多摩市指名業者選定委員会委員、本市職員及び関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。接触の事実が認められた場合は、失格とする。

(8) 団体の提出する書類の著作権は、それぞれの団体に帰属する。なお、本事業において公表する場合その他必要と認めるときは、多摩市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

1 2 スケジュール

日 時	項 目	備 考
7月24日(金)～8月13日(木) 午後5時まで	募集要項配布期間 質問・参加申し込み期間	■提出書類 ①プロポーザル参加申込書 ・・・【様式1】 ②法人に関する書類一式 ・・・【任意書式】 (窓口にて市が書類確認、 書類の不備や応募要件に該当 しない場合は受理しない)
8月5日(水)	参加申し込みに係る質問受 付期限	
8月7日(金)	参加申し込みに係る質問回 答期限	
8月13日(木)	参加申込書等の提出締切	
8月20日(木)	参加決定通知	
9月4日(金) 午後5時まで	企画提案書等の提出に係る 質問受付	
9月8日(火)	企画提案書等の提出に係る 質問回答期限	
8月20日(木)～9月25日(金) 午後5時まで	企画提案書等の提出	■提出書類 ①企画提案書 ・・・【様式2及び任意書式】 ②経費見積書 ・・・【様式3及び任意書式】
10月5日(月)	第1次審査	書類審査 ※第1次審査時に4法人以上 の申込みがあった場合、第2 次審査に進めるのは上位点数 3法人までとする。
10月13日(火)	第1次審査結果通知	

11 月 9 日（月）	第 2 次審査 第 2 回審査委員会による 最適受託候補者決定	プレゼンテーション及びヒア リング
11 月 25 日（水）	指名業者選定委員会への 報告、最適受託候補者決定	同等提出期限 11 月 10 日（火）

※ 最適受託候補者、次席者になった場合は、事業者名等をホームページに公表する。